

官報
號外

平成十八年六月十五日

衆議院會議錄 第三十八号

平成十八年六月十五日(木曜日)

四庫全書

議事日程 第三十一号

午後一時開議

第二　学校教育法等の一部を改正する法律案

第三 法の適用に関する通則法案（内閣提出）

第四 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進

付

び待遇の確保等に関する法律及び労働

出、參議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一　自殺対策基本法案(参議院提出)
日程第二　学校教育法等の一部を改正する

案(内閣提出、参議院送付)

出、參議院送付)

内閣第四回　高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（内閣提出、参議院送

平成十八年六月十五日 衆議院会議録第三十八号 自殺対策基本法案 学校教育法等の一部を改正する法律案

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 日程第一、自殺対策基本法案(參議院提出)
案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長佐藤剛男君。

自殺対策基本法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤剛男君登壇〕

○佐藤剛男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の我が国の自殺死亡率が欧米先進国に比べ突出して高い状況下であることにかんがみ、自殺の予防等の自殺対策に関する総合的な対策を推進しようとするものであります。

まず、本案の概要を申し上げます。

第一に、自殺対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにすることとするものであります。

第二に、政府は、推進すべき自殺対策の指針として、自殺対策の大綱を定め、必要な法制度上または財政上の措置等を講ずることとともに、毎年、国会に、自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならないこととするものであります。

第三に、国及び地方公共団体は、自殺防止等に関する調査研究の推進等の必要な施策を講ずるとともに、心の健康の保持に係る体制の整備、自殺発生回避のための体制の整備等を講ずることとするものであります。

第四に、内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議を設置するものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、六月九日本

委員会に付託され、六月十四日工藤参議院内閣委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第一 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院審付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部科学委員長遠澤

乙彦君

〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤乙彦君登壇〕

○遠藤二彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うことができるよう、盲学校、聾学校及び養護学校の学校種別を廃止し、特別支援学校にするとともに、小中学校等における特別支援教育を推進することにより、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図る等のもので、そ

官 報 (号外)

臘器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(齊藤鉄夫君外二名提出、衆法第一五号)	公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外七名提出、衆法第四〇号)	農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案
以上二件 厚生労働委員会 付託	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託	砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(達増拓也君外五名提出、衆法第五号)	拉致問題その他の北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案(北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案
入札談合等の行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(保岡興治君外七名提出、衆法第七号)	出案を参議院に送付した。	健康保険法等の一部を改正する法律案
以上二件 経済産業委員会 付託	(議案送付) 一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案は	良質な医療を提供する体制の確立を図るために医療法等の一部を改正する法律案
海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案(石破茂君外六名提出、衆法第二四号)	地理空間情報活用推進基本法案(柳澤伯夫君外九名提出)	(質問書提出) 一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は
観光立国推進基本法案(愛知和男君外六名提出)	拉致問題その他の北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案	次のとおりである。
平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	公職選挙法の一部を改正する法律案	次のとおりである。
平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)	公職選挙法等の一部を改正する法律案	外務審議官、外務省歐州局長、外務省アジア大洋洲局中国課長等外務省幹部が報道関係者より受けた贈与に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)	公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外七名提出)	竹島問題と排他的經濟水域(EEZ)に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)	一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。	赤い勝負服並びに「赤い××(ナインショ)」が外交に与えた影響に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外七名提出)	色丹島におけるアイヌ民族の人々の墓地に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)	一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は	「赤い勝負服」並びに「赤い××(ナインショ)」が外交に与えた影響に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)	公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外七名提出)	米国産牛肉に関する質問主意書(岡本充功君提出)
平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)	外務省による国際協定違反の有無に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	刑事施設(東京拘置所)被収容者の給養水準に関する質問主意書(保坂展人君提出)
平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)	外務省による防諜対策に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	国連国際組織犯罪防止条約批准国の国内法整備に関する質問主意書(保坂展人君提出)
以上五件 決算行政監視委員会 付託	一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	(答弁書受領)
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外七名提出、衆法第二七号)	タクシードの運賃制度等に関する質問主意書(日森文尋君提出)	一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。
以上五件 決算行政監視委員会 付託	難民認定等における出身国情報の翻訳等に関する質問主意書(郡和子君提出)	衆議院議員赤嶺政賢君提出沖縄県における公立小中学校の教室への空調施設整備及び維持管理に関する質問に対する答弁書
政治資金規正法等の一部を改正する法律案(山本拓君外三名提出、衆法第二〇号)	交通取り締まりに関する質問主意書(河村たかし君提出)	衆議院議員鈴木宗男君提出遺棄化學兵器問題に対する内閣府遺棄化學兵器処理担当室並びに外務省アジア大洋洲局中国課の対応に関する質問に対する答弁書
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託	組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院議員平岡秀夫君提出犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書
一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院議員平岡秀夫君提出犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書
議院運営委員会 付託	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案	衆議院議員鈴木宗男君提出イランの脅威又は潜在的脅威に関する質問に対する答弁書
信濃川水系の東京電力測水所に関する再質問主意書(保坂展人君提出)		

衆議院議員鈴木宗男君提出イラン・北朝鮮軍事協力に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出ノヴォ・オガリヨヴォにおけるブーチン・ロシア大統領の発言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出村山談話に関する質問に対する答弁書

平成十八年六月二日提出
質問第二九八号

沖縄県における公立小中学校の教室への空調施設整備及び維持管理に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

官報 (号外)

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候のために四月下旬から十月上旬には、高温多湿の気象状況が続き、特に夏場には学校の教室内の温度は、三〇度を超えて三四度から三五度になることが常態化している。このような環境の中で、暑さのために集中力を欠き精神的なストレスを生じるなど、生徒の健康を害し学習意欲を著しく減退させる大きな要因となっている。

那覇市においては、こうした状態を解消するために公立小中学校普通教室への空調設備の整備促進に努めているものの、現行の空調施設整備の国の補助率が二分の一であることに加えて、空調施設整備後の維持管理費については、国の財政支援措置がなく市町村の負担となつていているために、厳しい財政を一層圧迫するとの事情から、空調施設整備補助制度が十分活用されずに、整備が進まず、生徒は酷暑という悪条件の下で我慢を強いられているのが現状である。

このような教育環境を一刻も早く解決するためには、国は必要な財政支援を講ずるとともに地方自治体と協力して施設整備等の促進を図るべきであ

る。

従つて、以下の事項について質問したい。

一 空調施設が整備されていない公立小中学校の教室の環境について

(1) 最初に、クーラーの未設置の大名小学校の児童と、クーラーが一部の教室に設置された、仲井真小学校と識名小学校の生徒の声を紹介したい。

○ クーラー未設置の大名小学校の生徒は、「ここで、この表をご覧ください。これは七月十五日、私たち六年一組の教室での気温変化の記録です。皆さんには、とても信じられないと思いますが、登校したばかりの朝の八時三十分で、すでに気温三五度となっています。この日の最高気温は、授業が全部終わつたあと

の午後四時三十分の三六度となつています。教室の全部のガラス窓は開け、あるいは取り外し、高窓も全部開けた状態での記録です。扇風機の風は、最大にして

も、ただ暑い風ばかりで、ちつとも涼しくありません。しかも、この記録は、その日だけでなく、一学期の六月から七月にかけてずっと続いていました。給食が終わつて、五校時前の長い休みには、特に男子ですが、暑さに負けず元気に外に飛び出していくます。そのため、五校時の授業は、とても汗をかい、教室に

「勉強に集中できるようになつた」「暑くて気分が悪くなつて、勉強をやる気がしなかつたけど、クーラーでよくわらない」が五人、④「まったく変わらない」が十三人、④「まったく変わらない」が一人となつていて。

3 「クーラーを設置して、学校の生活が楽しくなつた。」と思うかとの問い合わせ、「①「とてもそう思う」が三十七人、②「そう思う」が十八人、③「あまり変わらない」が五人、④「まったく変わらない」が一人となつていて。そして、

「勉強に集中できるようになつた」「暑くて気分が悪くなつて、勉強をやる気がしなかつたけど、クーラーでよく楽しく勉強できた」と感想を述べている。

○ クーラーを設置した識名小学校の生徒は、「今まで暑くて勉強に集中できなかつたけど、クーラーが入つてちょうど暑い風で、全然涼しくありません。みんなぐつたりしていく、先生の声も頭に入つてきません。ここまで暑くなると、勉強だけでなく、健康にもとても悪い気がします。そこで、私は、声を大にして訴えたいと思います。私たちの、この小学校にクーラーを設置してください」と、必死で訴えている。

○ クーラーが一部の教室ではあるが設置されれた仲井真小学校のアンケート調査は、六年生六十一名を対象としたものである。

された仲井真小学校のアンケート調査は、六年生六十一名を対象としたものである。

1 「クーラーを設置して、勉強がしやすくなつた」かとの問い合わせ、「①「とてもそう思う」が四十一名、②「そう思う」十九人、③「あまり変わらない」が一人、④「まったく変わらない」が〇人となつていて。

2 「クーラーを設置して、学力が向上した。」と思うかとの問い合わせ、「①「とてもそう思う」が十二人、②「そう思う」が三十五人、③「あまり変わらない」が十三人、④「まったく変わらない」が一人となつていて。

3 「クーラーを設置して、学校の生活が楽しくなつた。」と思うかとの問い合わせ、「①「とてもそう思う」が三十七人、②「そう思う」が十八人、③「あまり変わらない」が五人、④「まったく変わらない」が一人となつていて。そして、

「勉強に集中できるようになつた」「暑くて気分が悪くなつて、勉強をやる気がしなかつたけど、クーラーでよく楽しく勉強できた」と感想を述べている。

4 この基準に照らして、沖縄県における空調施設の設置状況とこの基準を満たしていない学校が、学校全体のうちどのくらいある

5 沖縄県における小中学校の普通教室の空調施設の設置状況とこの基準を満たしていない学校が、学校全体のうちどのくらいあるのか市町村別に明らかにされたい。

二 国の財政支援措置について

(1) 沖縄県における公立小中学校普通教室への空調施設設備を促進するため、国は「沖縄県公立学校施設整備費負担要綱(以下「負担要綱」という。)に基づく空調施設整備費の補助率(「大規模改造」は二分の一とされているものの、前文で指摘した理由により整備が進んでいない状況にある。国

は、負担要綱の補助率の嵩上げとともに、特に、施設整備費の維持費に関し、地方交付税等による財政支援措置について検討すべきと考えるが、政府の所見を伺いたい。

以上のことは、空調施設が整備されていない学校の生徒の声と、一部の教室が整備された学校の生徒の声と、一部の教室ではあるが設置されれた仲井真小学校のアンケート調査は、六年生六十一名を対象としたものである。

学校の生徒の声であるが、これらの声について政府はどうのように受けとめるのか、また、生徒がこのような状態におかれている現状についての認識を問う。

(2) 夏場の教室の気温は、日常的に三〇度を超えて、三五度、三六度になることは珍しくない。このような高温状態の中で学習する生徒の教育、健康に及ぼす影響についてどのように考えているのか、認識を問う。

制度があり、小中学校の普通教室の暖房施設の維持費については交付税措置がなされていると聞いています。この制度についての考え方、目的等その概要を明らかにされたい。

(3)

地方交付税には、寒冷補正があるが、「亜熱帯補正」が何故ないのかということについて、それは、地方交付税が開始された一九五四年当時には、気温を調整する装置というのは暖房設備しかなく、クーラーといふ概念そのものがなかったと思われる。クーラーの普及は一九六五年で三・三%でしたから、九〇年後半から八〇%台になつたのであり、標準的な設備としての概念の確立は近年と見ることができるのでないかと考えるがどうか。

(2) また、一九五四年に地方交付税法が施行されたときには、法律上、亜熱帯地域という概念が存在しなかつた。なぜなら、沖縄と奄美は、一九五一年のサンフランシスコ講和条約によつて、日本から切り離され、その後も米軍の占領下にあり、日本の法令が適用されず、地方交付税法の対象とはなりえなかつた。すなわち日本には寒冷地はあつても亜熱帯地域はなかつたのである。かかる経緯から「亜熱帯補正」という概念は生じ得ず、沖縄復帰の際にも検討されないまま、今日に至つては、児童生徒の教育環境を改善するためにも、沖縄県における小中

学校の空調施設整備後の維持費について、寒冷補正と同様の「亜熱帯補正」など

の交付税措置を検討すべきと考えるがどうか。政府の所見を伺いたい。

(4)

沖縄県における小中学校施設整備の促進を図るために、国の財政支援措置を必要としており、そのためにも、沖縄県、那覇市等から実情を聴取するなどの調査を検討すべきと考えるがどうか。政府の所見を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第二九八号

平成十八年六月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出沖縄県における公立小中学校の教室への空調施設整備及び維持管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出沖縄県における公立小中学校の教室への空調施設整備及び維持管理に関する質問に対する答弁書

一の(1)及び(2)について

学校施設は、児童生徒の学習の場であると

り、日本の法令が適用されず、地方交付税法の対象とはなりえなかつた。すなわち日本には寒冷地はあつても亜熱帯地域はなかつたのである。かかる経緯から

「亜熱帯補正」という概念は生じ得ず、沖

縄復帰の際にも検討されないまま、今日に至つては、児童生徒の教育環境を改善するためにも、沖縄県における小中

性があると考えられる。

一の(3)及び(4)について

「学校環境衛生の基準」(平成四年六月二十三日文部省体育局長裁定)においては、温度だけでなく、湿度、気流等についても指針として定められており、学校環境衛生の評価については、これらにより行うことが適当であると考える。

一の(5)について

沖縄県における公立の小学校及び中学校(以下「公立小中学校」という。)の普通教室のうち空調施設が設置されている教室の占める割合は、平成十六年八月現在、四十六・七パーセントである。市町村別の空調施設の設置状況及び公立小中学校のうち「学校環境衛生の基準」に適合する学校の占める割合については、把握していない。

二の(1)及び(3)の③について

空調施設の設置に係る経費については、従来から、国庫補助の対象とし、その補助率は、本土については三分の一であるのに対し、沖縄県については二分の一とするなど、特例措置を講じてきたところであるが、更なる「補助率の嵩上げ」を行うことについては、公立学校の施設整備における国と地方の適切な役割分担や現下の厳しい財政状況にかんがみ困難である。

二の(3)の②について

地方交付税の額の算定方法については、地方交付税法第十七条の四の規定に基づき地方公共団体から申出のあつた意見を踏まえつつ、地方財政又は地方行政に係る制度の改正や社会経済情勢の変化等に伴う地方公共団体の財政需要の増減に対応して毎年度所要の見直しを行つている。

二の(4)について

公立小中学校における施設整備については、従来から、公立学校施設の実態調査や、沖縄県を含めた各都道府県等の教育委員会と意見交換を行いつつ、財政支援を行つたところである。今後とも、各地方公共団体の実情を踏まえつつ、公立小中学校における施設整備の促進に努めてまいりたい。

二の(2)について

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号第十三条の規定に基づき、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たつては、寒冷度及び積雪度を基礎として寒冷補正を行つてある。

寒冷補正は、全国平均に比し著しく気温の低い地域及び積雪量の多い地域の地方公共団体において、寒冷地手当、除雪費、暖房施設燃料費等に多額の経費を要するとともに、公共施設の建築費等が割高になることを踏まえ、このよう

な寒冷及び積雪により増加する財政需要を基準財政需要額の算定に反映するために行うものである。

二の(3)の①について

一般世帯の空調施設の普及率は、内閣府消費動向調査によると、千九百九十年代後半から八

十パーセント台になつてゐるところであるが、全国における公立小中学校の普通教室のうち空調施設が設置されている教室の占める割合は、平成十六年八月現在、六・一パーセントである。

二の(3)の②について

地方交付税の額の算定方法については、地方

交付税法第十七条の四の規定に基づき地方公共団体から申出のあつた意見を踏まえつつ、地方財政又は地方行政に係る制度の改正や社会経済情勢の変化等に伴う地方公共団体の財政需要の増減に対応して毎年度所要の見直しを行つている。

二の(4)について

公立小中学校における施設整備については、従来から、公立学校施設の実態調査や、沖縄県を含めた各都道府県等の教育委員会と意見交換を行いつつ、財政支援を行つたところである。今後とも、各地方公共団体の実情を踏まえつつ、公立小中学校における施設整備の促進に努めてまいりたい。

平成十八年六月二日提出
質問 第二十九号

遺棄化学兵器問題に対する内閣府遺棄化学兵

器処理担当室並びに外務省アジア大洋州局中

国課の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男
中国課の対応に関する質問主意書

遺棄化学兵器問題に対する内閣府遺棄化学

兵器処理担当室並びに外務省アジア大洋州

局中

兵器引継書精査するには、旧軍関係者の協

力が欠かせないといつてはいる。兵器引継書と

付き合させて精査するため、発煙筒(有毒發

煙筒)の旧軍が使っていた正式な名称のリスト

を出してほしい。

御子柴参考官 検討させてください。

一 それでは二時間半後にまた連絡します。

二時間半後。

一どうでした?

御子柴参考官 検討の結果、公表できない

ことです。情報公開法に基づいて内閣

府に開示請求していただけますか?

御子柴参考官 一ヶ月以内に開示か不開示

かの判断になると思います。

一今も税金をたれ流しているのに、そんな

に待つていられない。それをいうなら朝、検

討します、といったときに言うべきでしょ

う。

御子柴参考官 このような請求が初めて

だつたので、あのように答えたのですが、

一政府が十年間できなかつたことをやると

いつているのだから、喜んで出すべきではな

いか。

御子柴参考官 ですから開示手続きをして

ください。

一どうしても。

御子柴参考官 主管庁は外務省ですので、

外務省中國課に聞いてもらいますか?」

とのやりとりがあつたとのことであるが、右は

事実か。

有毒發煙筒の定義如何。

有毒發煙筒は化学兵器か。

中国における発掘済化学兵器の中で、内閣府

遺棄化学兵器処理担当室が有毒發煙筒と認定し

たものは全部で何件か。

に一人も聞き取り調査をしていないのか?

五 有毒發煙筒について、政府は全て鑑定を行つたか。

六 五の有毒發煙筒について、政府は全て鑑定を行つたか。

内閣衆質一六四第二九九号
平成十八年六月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

七 内閣府遺棄化学兵器処理担当室が、中国における遺棄化学兵器問題に関して過去に旧日本軍関係者から聞き取り調査を行つたことがあるか。

八 外務省アジア大洋州局中国課が、中国における遺棄化学兵器問題に関する過去に旧日本軍関係者から聞き取り調査を行つたことがあるか。

衆議院議員鈴木宗男君提出遺棄化学兵器問題に対する内閣府遺棄化学兵器処理担当室並びに外務省アジア大洋州局中国課の対応に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

九 「水間論文」において、
「五月一日午後一時半。外務省中国課へ連絡。課長は不在、遺棄化学兵器担当事務官は会議中のこと。女性事務官に会議が終了したら連絡してもらえるように、メモの差し入れを伝言した。

一再度、中国課へ待つても連絡がない

が」というと、女性事務官は「まだ会議中です」。「夜遅くてもいいから」と伝えておいた

のだが、最後まで連絡は来なかつた。

・五月二日、いずれにしても期待はできな

いが、内閣府大臣官房長宛てに、「行政開示請求書」を提出した。

その内容は、「税金によって本年八月まで

中国で処理した発煙筒(有毒發煙筒)および化

学弾の、旧軍が使用していた名称リスト」で

ある。

との記述があるが、外務省中国課が水間氏の取

材を拒否したという事実があるか。取材拒否が

事実ならば、国民の知る権利との関連でかかる

対応が正当であつたと外務省は認識している

か。

十 日本国政府がこれまでに中華人民共和国におい

て廃棄した遺棄化学兵器の内、有毒發煙筒及び

化学弾に関し、旧日本軍が使用していた名称を

明らかにされたい。

右質問する。

六について

五について述べた有毒發煙筒については、

必ずしも明らかではないが、これまで内閣府が発掘・回収した有毒發煙筒の数は、約九千六百発である。

六について

五について述べた有毒發煙筒については、

すべて鑑定を行つてはいる。

七について

内閣府遺棄化学兵器処理担当室は、お尋ねの

イラン・北朝鮮軍事協力関係に関する質問

主意書

一 「エルネオス」誌二〇〇六年六月号において、エリ・エリアフ・コーエン駐日イスラエル大使が「イランが北朝鮮と情報交換していることも問題だ。イランが北朝鮮から核兵器を購入する可能性がある。北朝鮮は、世界がイランをどう扱うかを注視している。イランの核開発を黙認すれば、北朝鮮にも何もしないだろうと受け止めている。だからイラン問題は中東だけでなく、日本にも影響がある」と指摘しているが、かかる記事の存在を外務省は承知しているか。

二 外務省は、核開発、ミサイル開発等を含むイラン・北朝鮮間の協力について、情報収集、分析を行っているか。

三 政府は、「イランが北朝鮮から核兵器を購入する可能性がある」と認識しているか。

内閣衆質一六四第三〇二号

平成十八年六月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員鈴木宗男君提出ノヴォ・オガリヨヴォにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十八年六月五日提出
質問第303号

ノヴォ・オガリヨヴォにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ノヴォ・オガリヨヴォにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に関する質問主意書

ロシア大統領の発言に関する質問主意書

ノヴォ・オガリヨヴォにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ノヴォ・オガリヨヴォにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に対する質問に対する答弁書

ノヴォ・オガリヨヴォにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に関する質問に対する答弁書

ノヴォ・オガリヨヴォにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に対する質問に対する答弁書

五 四のプーチン大統領の発言に対し、政府はどういう反応をしたか。

右質問する。

内閣衆質一六四第三〇三号

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議員鈴木宗男君提出ノヴォ・オガリヨヴォにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

数年前、またもや日本側の提案によつて、我々は、この宣言に立ち戻つた。私は、私の同僚の一人による質問をほとんど一言一句再現することはできる。「ロシアは五十六年の宣言に立ち戻ることに同意しませんか。」というものである。熟考し、ここで国内における一連の協議を行つた後、我々は、再び日本のパートナー達に歩み寄つた。我々は、「我々にはその用意がある。」と言つた。そしてしばらく後、日本はそれを欲していないということを耳にした。そうであれば、なぜ、宣言に立ち戻る必要があるといふ問題を提起したのか。

我々は、そもそもここで状況を劇化するつもりは全くない。日本は、我々にとつて非常に重要なパートナーである。そして、年次教書演説で日本に言及しなかつたことが、ただ懲念であると言える。これは私の間違いであった。加えて、日本は、今日重要なパートナーであるのみならず、ロシアにとつて非常に将来性のあるパートナーである。我々は、過去から依然として残されているすべての問題が解決されることを望んでいる。そして、我々は、これらの諸問題

本への引渡しについて言及しているが、いかなる条件であるか、また、どちらの主権の下であるかについては言及されていない。これらはすべて、宣言の起草者達が未解決のままにしておいた問題である。宣言が、ソ連邦の最高会議によつても、日本の国会によつても批准されることは、一方的に、事実上この宣言にかわらず、一方的に、事実上この宣言を履行することを拒否した。

数年前、またもや日本側の提案によつて、我々は、この宣言に立ち戻つた。私は、私の同僚の一人による質問をほとんど一言一句再現することはできる。「ロシアは五十六年の宣言に立ち戻ることに同意しませんか。」というものである。熟考し、ここで国内における一連の協議を行つた後、我々は、再び日本のパートナー達に歩み寄つた。我々は、「我々にはその用意がある。」と言つた。そしてしばらく後、日本はそれを欲していないということを耳にした。そうであれば、なぜ、宣言に立ち戻る必要があるといふ問題を提起したのか。

我々は、そもそもここで状況を劇化するつもりは全くない。日本は、我々にとつて非常に重要なパートナーである。そして、年次教書演説で日本に言及しなかつたことが、ただ懲念であると言える。これは私の間違いであった。加えて、日本は、今日重要なパートナーであるのみならず、ロシアにとつて非常に将来性のあるパートナーである。我々は、過去から依然として残されているすべての問題が解決されることを望んでいる。そして、我々は、これらの諸問題

題を解決する方途を模索していく。」
三について

御指摘の公電は、平成十八年六月三日午前三時頃に外務本省において受信した。

四について

御指摘の「これまで日露両国間でなされた平和条約交渉における合意と合致している」の意味が明らかではないこともあり、外務省としてお答えすることは困難である。

五について

平成十八年六月五日、ロシア連邦外務省に対して、二について述べた「チ・ロシア連邦大統領の発言について、北方領土問題に関する我が国の立場を申し入れた。

平成十八年六月五日提出
質問 第三〇四号

村山談話に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

先の大戦に関する戦争責任について、数々の国会質問がなされているが、政府は明確な答弁を避けている。戦後六十年以上経過した今でも責任の所在は、政府によって明らかにされていない。過ちが再び繰り返される危惧を持つ。

一 平成七年の村山富市内閣総理大臣談話(いわゆる「村山談話」)は、現在でも政府の公式見解と解してよろしいか。

二 村山談話の「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り」とある部分の「国策を誤り」とは、具体的には、どのようなことを指すのか。

誤った国策とは例えば、対米開戦は含むのか、否か。

三 国策を誤った原因はどこにあったと考えるか。

四 国策を誤った原因が分からず、現在も統治・官僚機構の中に問題が残されているとすれば、過ちが再び繰り返される可能性がある。かつて国策を誤った原因は現在も統治・官僚機構に問題として残されているとお考えか。内閣の見解を問う。

右質問する。

平成十八年六月五日提出
質問 第三〇四号

内閣衆質一六四第三〇四号

平成十八年六月十三日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出村山談話に関する質問
〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出村山談話に関する質問
〔別紙〕

村山談話に関する質問主意書

先の大戦に関する戦争責任について、数々の国会質問がなされているが、政府は明確な答弁を避けている。戦後六十年以上経過した今でも責任の所在は、政府によって明らかにされていない。過

ちが再び繰り返される危惧を持つ。

過ちを二度と繰り返さないためにも、政府の責任の所在を明らかにしなければならない。政府の真摯な答弁を期待して質問する。

断定することは適当でないと考える。
いずれにせよ、政府としては、今後も、悲惨な戦争の教訓を風化させず、二度と戦火を交えることなく世界の平和と繁栄に貢献していく決意であることに変わりなく、また、我が国の戦後の歴史は、こうした戦争への反省を行って示してきていると考える。

二 村山談話の「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り」とある部分の「国策を誤り」とは、具体的には、どのようなことを指すのか。

誤った国策とは例えば、対米開戦は含むのか、否か。

三 国策を誤った原因はどこにあったと考えるか。

四 国策を誤った原因が分からず、現在も統治・官僚機構の中に問題が残されているとすれば、過ちが再び繰り返される可能性がある。かつて国策を誤った原因は現在も統治・官僚機構に問題として残されているとお考えか。内閣の見解を問う。

右質問する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

自殺対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

康で生きがいを持つ暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
(基本理念)

第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されようになればならない。

第三

を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名譽及び生活の平穏への配慮)

第七条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名譽及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不當に侵害することのないようにしなければならない。

(施策の大綱)

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

(第二章 基本的施策)

(調査研究の推進等)

第十一條 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民

の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健

に関する学識経験を有する医師(以下この条に

おいて「精神科医」という)の診療を受けやすい

環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診

療の初期の段階における当該診療を行う医師と

精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行

う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要

な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、自殺をする危

険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自

殺の発生を回避するための適切な対処を行う体

制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものと

する。

(自殺未遂者に対する支援)

第十七条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が

再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす

深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策等に対するものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という)を置く。

二 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 第八条の大綱の案を作成すること。

2 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

第二十一条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

(内閣府設置法の一部改正)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保護」の下に「自殺対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次の実施を推進すること。

四十六の三 自殺対策の大綱(自殺対策基本法(平成十八年法律第 号)第八条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

3 委員は、内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもつて充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保護」の下に「自殺対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次の実施を推進すること。

四十六の三 自殺対策の大綱(自殺対策基本法(平成十八年法律第 号)第八条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

に改める。

第四十条第二項の表中	犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法	犯罪被害者等基本法
を	に改める。	

官 報 (号 外)

自殺対策基本法案(参議院提出)に関する報

告
著

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の我が国における自殺の状況に
かんがみ、自殺対策に關し、基本理念を定め、
及び国、地方公共団体等の責務を明らかにする
とともに、自殺対策の基本となる事項を定める
こと等により、自殺対策を総合的に推進し、
もつて国民が健康で生きがいを持つて暮らすこ
とのできる社会の実現に寄与しようとするもの
で、その主な内容は次のとおりである。

自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないものとともに、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならないものとすること。

（一）

一 自殺対策について、一、國、地方公共団体、事業主及び国民の責務を定めるとともに、自殺者等の名譽及び生活の平穏への配慮、施策の大綱、法制上の措置等及び年次報告について定めること。

国及び地方公共団体は、調査研究の推進
2 基本的施策

等、国民の理解の増進、人材の確保等、心の健康の保持に係る体制の整備、医療提供体制の整備、自殺発生回避のための体制の整備等、自殺未遂者に対する支援、自殺者の親族等に対する支援及び民間団体の活動に対する支援等の必要な施策を講ずるものとするこ

七〇

衆議院議長 河野洋平殿 參議院議長 扇千景

第七十一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、「に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、「心身の故障」を「障害」に改め、同条を第七十一条の四とし、第七十一条の次に次の二条を加える。

自編綜合文策會譜

内閣府に、特別の機関として、自殺対策の大綱の案の作成、自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整、自殺対策に関する重要事項の審議等の事務をつかさどる自殺総合対策会議を置くこととし、その会長は、内閣

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条並びに第四条第一項第二号及び第三号「中盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十一条の三 特別支援学校においては、第七十一条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第七十五条第一項に規定する児童、生徒又は幼児の教育

この法律

超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

第六条ただし書中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

に關し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

MARCH 1938

本案は、近年の我が国における自殺の状況に

第二十二条第一項及び第三十九条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十二条から第七十三条の二までの規定及び第七十三条の三第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

平成十八年六月十四日

卷之三

めに」に改める。

第七十一条の二中「前条の盲者、聾者又は」を

平成十八年六月十五日 衆議院会議録第三十八号

自殺対策基本法案及び同報告書　学校教育法等の一部を改正する法律案及び同報告書

「養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条中「養護学校の場合にあつては、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日(その翌日から起算して一年以内に当該学校)をその翌日から起算して二年以内に特別支援学校)に、「新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一日)」を「文部科学大臣の定めるその二年以内の日」に改める。

第六条第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第八条第二項中「知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校(附則第三項において「養護特別支援学校」という)」に改める。

第十一条第一項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校に改める。

附則第三項(見出しを含む。)中「養護学校」を「養護特別支援学校」に改める。

(独立行政法人国立特殊教育総合研究所法の一部改正)

第四条 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法

第一条及び第二条中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

第二条中「独立行政法人国立特殊教育総合研

究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に、「特殊教育」を「特別支援教育に」に、「特殊教育関係職員」を「特別支援教育関係職員」に、「特殊教育の」を「特別支援教育の」に改める。

第九条第二項中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所法」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法」に改める。

第十二条第一号中「特殊教育」を「特別支援教

育」に改め、同条第二号中「特殊教育関係職員」を「特別支援教育関係職員」に改め、同条第三号

から第五号までの規定中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に設置されている

第一條の規定による改正前の学校教育法(以下「旧学校教育法」という。)第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校を卒業した者に対する職業安定法(昭和二十二年法律

第四条 この法律の施行前に旧学校教育法第一条规定する盲学校、聾学校又は養護学校を卒業した者に対する職業安定法(昭和二十二年法律

第三條の規定による改正後の学校教育法(以下「新学校教育法」という。)第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校は、この法律の施行の際に第一條の規定による改正後の学校教育法

(以下「新学校教育法」という。)第一条に規定する特別支援学校となるものとする。この場合において、旧学校教育法第四条第一項の規定によ

る当該盲学校、聾学校又は養護学校の設置の認可は、新学校教育法第四条第一項の規定による

特別支援学校の設置の認可とみなす。

この法律の施行の際現に旧学校教育法第四条

第一項の規定によりされている盲学校、聾学校

又は養護学校の設置廃止、設置者の変更及び同

項に規定する政令で定める事項についての認可

の申請は、新学校教育法第四条第一項の規定によりされた認可の申請とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校を設置している私立学校法(昭和二十四年法律第

二百七十号)第三条に規定する学校法人は、前

条第一項の規定により当該盲学校、聾学校又は養護学校が特別支援学校となることに伴い寄附行為を変更しようとするときは、同法第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による寄附行為の変更の認可を受けることを要しない。

この場合において、当該学校法人は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第四条 この法律の施行前に旧学校教育法第一条规定する盲学校、聾学校又は養護学校を卒業した者に対する職業安定法(昭和二十二年法律

第五条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の教育職員免許法(以下「旧免許法」という。)の規定により授与されている次の表の上欄に掲げる免許状(以下この項及び附則第七条において「旧免許状」という。)は、それぞれ同表の下欄に掲げる第二条の規定による改正後の教育職員免許法(以下「新免許法」という。)の規定による免許状(以下「新免許状」という。)とみなす。

ただし、当該旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ当該新免許状の授与を受けたものとみなす。

状	旧 免 許 状	新 免 許 状
聾学校教諭二種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状
聾学校助教諭臨時免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭二種免許状	聾覺障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
聾学校教諭專修免許状	聾覺障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭專修免許状	聾覺障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状
聾学校教諭一種免許状	聾覺障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状	聾覺障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭一種免許状

官 報 (号 外)

第八条 附則第五条第一項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第一欄に定める最低単位数を修得したものとみなす。

第八条 附則第五条第一項の規定により新免許状の授与を受けようとする場合における同表の第三欄に定める最低在職年数の算定については、文部科学省令で定めるところにより、旧免許法別表第七の第三欄に定める各相当の学校の教員として在職した年数を用いて計算することができる。

附則第五条第一項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、文部科学省令で定めるところにより、当該者が旧免許法別表第七の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けるために大学において修得した単位数を新免許法別表第七の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を受けている者が新免許法別表第七の規定により同表の第二欄に掲げる二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第二欄に定める最低単位数の算定については、

(旧免許法別表第七の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けるために大学において修得した単位数を新免許法別表第七の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。)

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第三条の規定による改正後の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定は、平成十九年度以降の年度の予算に係る国の負担(平成十八年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十九年度以降の年度に支出される國の負担及び平成十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十九年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担を除く)について適用し、平成十八年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十九年度以降の年度に支出される國の負担、平成十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十九年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担及び平成十八年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担で平成十九年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(産業教育振興法等の一部改正)

第十一條 次に掲げる法律の規定中「並びに盲学校^{ろう}、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

一 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八条号第二条)

旧 免 許 状	新 免 許 状
盲学校教諭二種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
盲学校助教諭臨時免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状
聾学校教諭二種免許状 聾学校助教諭臨時免許状	聾覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状 聾覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状

2 前項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者については、新免許状に係る特別支援教育科目の最低単位数を修得したものとみなす。

3 附則第八条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者について準用する。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第二十一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表の教育の項の下欄中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、別表第一の四の表の就学の項の下欄中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第二十四条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項第一号中「盲学校若しくは聾学校」を「特別支援学校(視覚障害者又は聾覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。別表五において同じ。)」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第二十二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)	第二十三条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。
(義務教育費国庫負担法の一部改正)	第二十四条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
(私立学校教職員共済法の一部改正)	第二十五条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改める。
(特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正)	第五条第一項別表第一又は第六条第二項「旧

正する。

附則第十項中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「新法第六条第

二項」を「新免許法」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二十六条 盲学校、聾学校及び養護学校への就

学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校への就学奨励に関する法律第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を

「特別支援学校」に、「これらの学校」を「特別支

援学校」に改める。

第二条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養

護学校」を「特別支援学校」に、「これらの学校へ

の」を「特別支援学校への」に改め、「これらの学

校の」を削り、同条第四項中「盲学校、聾学校又

は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第五条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を

「特別支援学校に、「これらの学校」を「特別支

援学校」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 教育職員免許法の一部を改正する法

律(昭和二十九年法律第二百五十八号)の一部を次

のように改正する。

附則第十七項中「新法第六条第二項別表第七

号」第二条の規定による改正後の教育

職員免許法(以下この項において「新免許法」と

いう。)別表第七に「特別支援学校」に、「旧法

第五条第一項別表第一又は第六条第二項」を「旧

法別表第一又は「に、「それぞれの学校」を「盲学

校、聾学校又は養護学校」に、「新法第六条第

二項」を「新免許法」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二十八条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の四第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第二十九条 税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十一条の二中「盲学校」を「及び特別支

援学校」に、「に限る。以下聾学校及び養護学校

について同じ。」、「聾学校及び養護学校」を「に限

る。」に改める。

(税特別措置法の一部改正)

第二十九条 税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十一条の二中「盲学校」を「及び特別支

援学校」に、「に限る。以下聾学校及び養護学校

について同じ。」、「聾学校及び養護学校」を「に限

る。」に改める。

(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高

等部における学校給食に関する法律の一部改

正)

第三十条 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部

及び高等部における学校給食に関する法律(昭

和三十二年法律第二百五十八号)の一部を次のよう

に改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校の幼稚部及び高等部における

学校給食に関する法律

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を

「特別支援学校」に、「これらの学校」を「特別支

援学校」に、「新法第六条第二項別表第七

護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条第二項中「盲学校、聾学校及び養護学校並びに」を「特別支援学校及び」に改める。
(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第四十四条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

別表二十二の項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「(盲学校、聾学校及び養護学校)」を「(特別支援学校)」に改める。
(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第四十五条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)の一部を

次のように改訂する。

第三条中「特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。第十八条において同じ。)」を「特別支援学校」に改める。

第十八条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第四十六条 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改訂する。

第八条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。
(独立行政法人による改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第四十七条 独立行政法人による改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改訂する。

（身体虚弱者を含む。）に対して、小中学校

官 報 (号 外)

4 施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、障害の重複化等に対応した適切な教育を行うことができるよう、盲学校、聾学校及び養護学校の学校種別を廃止し特別支援学校に対するとともに、小中学校等において教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育を行うものとするものとすること。

なお、本案に対し、日本共産党から修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年六月十四日

文部科学委員長 遠藤 乙彦
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、障害の重複化等に対応した適切な教育を行うことができるよう、盲学校、聾学校及び養護学校の学校種別を廃止し特別支援学校に対するとともに、小中学校等において教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育を行うものとするものとすること。

(一) 学校教育法の一部改正

及ぼす影響の学校種別を廃止し特別支援学校に対するとともに、小中学校等において教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育を行うものとすること。

(二) 教育職員免許法の一部改正

盲学校、聾学校、養護学校ごとの教員の免許状を特別支援学校の教員の免許状とすること。

(三) 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の特別支援教育に関する科目の修得の状況等に応じて、一又は2以上の特別支援教育領域を定めて授与するものとすること。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たって、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 障害のある子ども一人一人に十分な教育を受ける権利を保障することは政府及び関係者の重要な責務であることを踏まえ、施策等の検討・決定・実施を行なうこと。また、それぞれの施策の進捗状況を確実に把握、評価し、制度の改善に努めるとともに、子ども、保護者、専

等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とすること。

三 特別支援学校においては、障害のある児童生徒等に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにすること。

四 特別支援学校においては、在籍する児童生徒等に対する教育を行うほか、教育上特別の支援を必要とする小中学校等の児童生徒等の教育に關し、必要な助言又は援助を行うよう努めるものとすること。

五 小中学校等に置くことができる特殊学級を特別支援学級と改めるとともに、小中学校等においては、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対し、障害による困難を克服するための教育を行うものとするものとすること。

六 本案に対し、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

官報(号外)

門家や一般国民からの意見に耳を傾け、考慮すること。

二 障害者基本法に基づき、また、国際的な障害者施策の潮流であるノーマライゼーションやインクルージョンの理念を踏まえつつ、障害のある子ども達が、生涯にわたって健康で文化的な生活を営むためにも、障害のない子どもの交流及び共同学習が一層推進されるよう努めること。

三 特別支援教育が、就学前教育から高等教育までのすべての学校において取り組まれるべきものであることに鑑み、厚生労働省との連携も強化し、障害をもつ子どもの就労支援まで含めた長期的な学習機会、適切な教育環境及び支援の享受が、居住する地域に係わらず可能となるよう配慮すること。

四 特に小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、障害のある児童生徒一人一人のニーズを踏まえた教育の実現に必要な教職員の確保、バリアフリーア化の促進などの適切な学校の施設整備等、教育諸条件の継続的な向上に努めること。

五 教職員の意識の高揚、資質の向上及び特別支援教育への理解を深めるよう教職員研修の充実に努めること。また、教員免許状については、特別支援学校の教員免許状の在り方の検討、及び他の各種教員免許状における特別支援教育の扱いについての研究を更に進めること。

六 障害のある子どもの学ぶ機会を阻害することのないように、一人一人のニーズに対応した教科書をはじめ、教材、教具の研究と開発に努めること。また、その自己負担の軽減に努めると

ともに、特に拡大教科書等の普及充実を図ること。

七 就学先の決定に際しては、事前に本人や、第一義的責任者である保護者の意向を十分に聴取し、各学校の情報提供など積極的に行って、十分な相互理解の上でより適切な就学先の決定がなされるよう、相談体制や手続の在り方等を検討し、改善に努めること。

八 特別支援学校のセンター的機能が、地域にある諸学校並びに子どもが利用する施設等のみならず、医療・福祉・労働関係の諸機関及び保護者のネットワーク構築と連携に役立つものとなるよう努めること。

右の内閣提案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿

参議院議長 扇 千景

法の適用に関する通則法案

第一条 この法律は、法の適用に関する通則について定めるものとする。

(法律の施行期日)

第二条 法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、法律でこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによる。

(法律と同一の効力を有する慣習)

第三条 公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する。

(准拠法に関する通則)

第四条 人の行為能力

(人の行為能力)

2 法律行為をした者がその本国法によれば行為能力の制限を受けた者となるときであつても行為地によれば行為能力者となるべきときは、当該法律行為の当時そのすべての当事者が法を同じくする地に在った場合に限り、当該法律行為をした者は、前項の規定にかかわらず、行為能力者とみなす。

3 前項の規定は、親族法又は相続法の規定によること。

第五節 親族(第二十四条—第三十五条)
第六節 相続(第三十六条・第三十七条)
第七節 補則(第三十八条—第四十三条)

附則

第一章 総則

裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称する)をすることができる。

(後見開始の審判等)

(趣旨) 第一条 この法律は、法の適用に関する通則について定めるものとする。

(第二章 法律に関する通則)

第二条 法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、法律でこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによる。

第六条 裁判所は、不在者が生存していたと認められる最後の時点において、不在者が日本に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、日本法により、失踪の宣告をすることができる。

(失踪の宣告)

第三条 公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する。

第六条 裁判所は、不在者が生存していたと認められる最後の時点において、不在者が日本に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、日本法により、失踪の宣告をすることができる。

(失踪の宣告)

第四条 人の行為能力

2 法律行為をした者がその本国法によれば行為能力の制限を受けた者となるときであつても行為地によれば行為能力者となるべきときは、当該法律行為の当時そのすべての当事者が法を同じくする地に在った場合に限り、当該法律行為をした者は、前項の規定にかかわらず、行為能力者とみなす。

3 前項の規定は、親族法又は相続法の規定によること。

第一章 総則(第一条)
第二章 法律に関する通則(第二条・第三条)
第三章 準拠法に関する通則

第一節 人(第四条—第六条)
第二節 法律行為(第七条—第十二条)
第三節 物権等(第十三条)
第四節 債権(第十四条—第二十三條)

(当事者による準拠法の選択)

第七条 法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。

(当事者による準拠法の選択がない場合)

第八条 前条の規定による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。

2 前項の場合において、法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときは、その給付を行う当事者の常居所地法（その当事者が当該法律行為に関係する事業所有する場合にあつては当該事業所の所在地の法、その当事者が当該法律行為に関係する二以上上の事業所で法を異なる地に所在するものを有する場合にあつてはその主たる事業所の所在地の法）を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。

3 第一項の場合において、不動産を目的物とする法律行為については、前項の規定にかかわらず、その不動産の所在地法を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。

（当事者による準拠法の変更）

第九条 当事者は、法律行為の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

（法律行為の方式）

第十条 法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法（当該法律行為の後に前条の規定による変更がされた場合にあつては、その変更前の法）による。

2 前項の規定にかかわらず、行為地法に適合する方はは、有効とする。

3 法を異なる地に在る者に對してされた意思表示については、前項の規定の適用に當たつては、その通知を発した地を行為地とみなす。

4 法を異なる地に在る者の間で締結された契約については、前二項の規定は、適用しない。

5 前三項の規定は、動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利を設定し又は処分する法律行為の方式については、適用しない。

（消費者契約の特例）

第十一條 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財團及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下この条において同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下この条において「消費者契約」という。）の成立及び効力について第七条の規定による選択又は変更により適用すべき法である場合であつても、消費者の常居所地法以外の法である場合であつても、消費者者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に對し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に關しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。

5 消費者契約の成立について第七条の規定による選択がないときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式は、専ら消費者契約の方式による。

6 前各項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異なる地に所在した場合であつて、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約を締結するところについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。

二 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異なる地に所在した場合であつて、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約の成立について第七条の規定により選択がないときは、第八条の規定にかかるらず、当該消費者契約の成立及び効力は、消費者の常居所地法による。

3 消費者契約の成立について第七条の規定により消費者の常居所地法以外の法が選択された場合は、消費者の常居所地法による。

消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に對し表示したときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式による。かかるらず、当該消費者契約の方式に關しその強行規定の定める事項については、専らその強行規定を適用する。

4 消費者契約の成立について第七条の規定により消費者の常居所地法が選択された場合において、当該消費者契約の方式について消費者が専らその常居所地法によるべき旨の意思を事業者に對し表示したときは、前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式は、専ら消費者契約の方式による。

5 消費者契約の成立について第七条の規定による選択がないときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式は、専ら消費者契約の方式による。

6 前各項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

四 消費者契約の締結の當時、事業者が、その相手方が消費者でないと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき。

（労働契約の特例）

第十二条 労働契約の成立及び効力について第七条又は第九条の規定による選択又は変更により適用すべき法が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法以外の法である場合であつても、労働者が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に對し表示したときは、当該労働契約の成立及び効力に關しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。

2 前項の規定の適用に當たつては、当該労働契約において労務を提供すべき地の法（その労務を提供すべき地を特定することができない場合にあつては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地の法。次項において労務契約に最も密接な関係がある地の法と推定する。）を當該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定する。

3 労働契約の成立及び効力について第七条の規定による選択がないときは、当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定する。

者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は受けることとされていたとき。ただしこれが、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けることについての勧誘をその常居所地において受けているときを除く。

三 消費者契約の締結の當時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。

すべき地の法を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定する。

第三節 物権等

(物権及びその他の登記をすべき権利)

第十三条 動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利は、その目的物の所在地の登記をすべき権利による。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する権利の得喪は、その原因となる事実が完成した当時におけるその目的物の所在地法による。

第四節 債権

(事務管理及び不当利得)

第十四条 事務管理又は不当利得によって生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が発生した地の法による。

(明らかにより密接な関係がある地がある場合の例外)

第十五条 前条の規定にかかわらず、事務管理又は不当利得によって生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が発生した地の法による。

(当事者による準拠法の変更)

第十六条 事務管理又は不当利得によって生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が発生した地の法による。

（名譽又は信用の毀損の特例）

第十七条 第十七条の規定にかかわらず、他人の名譽又は信用を毀損する不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、被害者の常居所地法による。

（被害者が法人その他の社団又は財团である場合にあつては、その主たる事業所の所在地の法による。）

なるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

（不法行為）

第十七条 不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであつたとき法による。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する権利は、加害行為が行われた地の法による。

（生産物責任の特例）

第十八条 前条の規定にかかわらず、生産物（生産され又は加工された物をいう。以下この条において同じ。）で引渡しがされたものの瑕疵によつて他人の生命、身体又は財産を侵害する不法行為によつて生ずる生産業者（生産物を業として生産し、加工し、輸入し、輸出し、流通させ、又は販売した者をいう。以下この条において同じ。）又は生産物にその生産業者と認めることができる表示をした者（以下この条において「生産業者等」と総称する。）に対する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法による。ただし、その地における生産物の引渡しが通常予見することのできないものであつたときは、生産業者等の主たる事業所の所在地の法（生産業者等が事業所を有しない場合にあつては、その常居所地法）による。

（不法行為についての公序による制限）

第十九条 不法行為について外国法によるべき場合において、当該外国法を適用すべき事実が日本法によれば不法とならないときは、当該外国法に基づく損害賠償その他の処分の請求は、日本法によつては不法得が生じたことその他の事情に照らして、明らかに同条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。

（夫婦財産制）

第二十条 前三条の規定にかかわらず、不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、不法行為の当時において当事者が法と同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたことその他の事情に照らして、明らかに前三条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。

（当事者による準拠法の変更）

第二十一条 不法行為の当事者は、不法行為の後において、不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

（不法行為についての公序による制限）

第二十二条 不法行為について外国法によるべき場合において、当該外国法を適用すべき事実が日本法によれば不法とならないときは、当該外国法に基づく損害賠償その他の処分の請求は、日本法によつては不法得が生じたことその他の事情に照らして、明らかに同条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。

（夫婦財産制）

第二十三条 前条の規定は、夫婦財産制について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦が、その署名した書面で日付を記載したものにより、次に掲げる法のうちいずれの法によるべきかを定めたときは、夫婦財産制は、その法による。この場合において、その定めは、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

（債権の譲渡）

（債権の譲渡）

（明らかにより密接な関係がある地がある場合の例外）

（婚姻の成立及び方式）

第二十条 前三条の規定にかかわらず、不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、各当事者につき、その本國法による。

（婚姻の成立は、各当事者につき、その本國法による）

2 婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。

（前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本國法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。）

（婚姻の効力）

第二十五条 婚姻の効力は、夫婦の本國法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による。

（夫婦財産制）

第二十六条 前条の規定は、夫婦財産制について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦が、その署名した書面で日付を記載したものにより、次に掲げる法のうちいずれの法によるべきかを定めたときは、夫婦財産制は、その法による。この場合において、その定めは、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

（夫婦の一方の常居所地法）

（不動産の所在地法）

（不動産の所在地法）

3 前二項の規定により外国法を適用すべき夫婦の不動産の所在地法

に対する効力は、譲渡に係る債権について適用すべき法による。

第五節 親族

第二十四条 婚姻の成立は、各当事者につき、その本國法による。

（婚姻挙行地の法による）

2 婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。

（前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本國法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。）

（婚姻の効力）

第二十五条 婚姻の効力は、夫婦の本國法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による。

（夫婦財産制）

第二十六条 前条の規定は、夫婦財産制について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦が、その署名した書面で日付を記載したものにより、次に掲げる法のうちいずれの法によるべきかを定めたときは、夫婦財産制は、その法による。この場合において、その定めは、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

（夫婦の一方の常居所地法）

（不動産の所在地法）

（不動産の所在地法）

3 前二項の規定により外国法を適用すべき夫婦の不動産の所在地法

財産制は、日本においてされた法律行為及び日本に在る財産については、善意の第三者に対抗することができない。この場合において、その第三者との間の関係については、夫婦財産制は、日本法による。

4 前項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定により適用すべき外國法に基づいてされた夫婦財産契約は、日本においてこれを登記したときは、第三者に対抗することができる。(離婚)

第二十七条 第二十五条の規定は、離婚について準用する。ただし、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、離婚は、日本法による。

(嫡出である子の親子関係の成立)

第二十八条 夫婦の一方の本国法で子の出生の当時におけるものにより子が嫡出となるべきときは、その子は、嫡出である子とする。

2 夫が子の出生前に死亡したときは、その死亡の当時における夫の本国法を前項の夫の本国法とみなす。

(嫡出でない子の親子関係の成立)

第二十九条 嫡出でない子の親子関係の成立は、父との間の親子関係については子の出生の当時における父の本国法により、母との間の親子関係についてはその当時における母の本国法による。この場合において、子の認知による親子関係の成立については、認知の当時における子の本国法によればその子又は第三者の承諾又は同意があることが認知の要件であるときは、その要件をも備えなければならない。この場合において、子の認知による親子関係の成立については、認知の当時における子の本国法によればその子又は第三者の承諾又は同意があることが認知の要件であるときは、その要件をも備えなければならない。

2 子の認知は、前項前段の規定により適用すべ

き法によるほか、認知の当時における認知する者又は子の本国法による。この場合において、その認知する者の本国法によるときは、同項後段の規定を準用する。

3 父が子の出生前に死亡したときは、その死亡の当時における父の本国法を第一項の父の本国法とみなす。前項に規定する者が認知前に死亡したときは、その死亡の当時におけるその者の本国法を同項のその者の本国法とみなす。

4 前項に規定する者が準正の要件である事実が完成した当時における父若しくは母又は子の本国法により準正が成立するときは、嫡出子の身分を取得する。

第三十条 子は、準正の要件である事実が完成した当時における父若しくは母又は子の本国法により準正が成立するときは、嫡出子の身分を取得する。

第三十一条 養子縁組は、縁組の当時における養親となるべき者の本国法による。この場合において、養子となるべき者の本国法によればその者若しくは第三者の承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分があることが養子縁組の成立の要件であるときは、その要件をも備えなければならない。

2 養子とその実方の血族との親族関係の終了及び離縁は、前項前段の規定により適用すべき法による。

3 養子とその実方の血族との親族関係の終了及び離縁は、前項前段の規定により適用すべき法による。

(親子間の法律関係)

第三十二条 親子間の法律関係は、子の本国法が

知らない場合にあっては、他の一方の本国法と同一である場合には子の本国法により、その他の場合には子の常居所地法による。

(その他の親族関係等)

第三十三条 第二十四条から前条までに規定するもののほか、親族関係及びこれによつて生ずる権利義務は、当事者の本国法によって定める。

第三十四条 第二十五条から前条までに規定する親族関係についての法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法による。

第三十五条 後見、保佐又は補助(以下「後見等」と総称する)は、被後見人、被保佐人又は被補助人(次項において「被後見人等」と総称する)の本国籍による。

2 前項の規定にかかわらず、行為地法に適合する方式は、有効とする。

(後見等)

第三十六条 後見の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の本国法による。

2 遺言の取消しは、その当時における遺言者の本国籍による。

第七節 捕則

(本国法)

第三十七条 遺言の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の本国法による。

2 当事者が二以上の国籍を有する場合には、その国籍を有する国(うち)に当事者が常居所を有する国がないときは当事者に最も密接な関係がある国の法を当事者の本国法とする。ただし、その国籍のうちのいずれかが日本の国籍であるときは、日本法を当事者の本国法とする。

3 当事者の本国法によるべき場合において、当事者が国籍を有しないときは、その常居所地法による。ただし、第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条规定する場合を含む。)及び第三十二条の規定の適用については、この限りでない。

4 当事者が地域により法を異にする国の国籍を有する場合には、その国の規則に従い指定される法(そのよつた規則がない場合にあつては、当事者に最も密接な関係がある地域の法)を当事者の本国法とする。

第五节 常居所地法

第三十九条 当当事者の常居所地法によるべき場合において、その常居所が知れないときは、その居所地法による。ただし、第二十五条(第二十六第一項及び第二十七条规定する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

2 父又は母の本国法(父母の一方が死亡し、又は

第三十六条 相続は、被相続人の本国法による。

(相続)

第六節 相続

(人的に法を異にする国又は地の法)

第四十条 当事者が人的に法を異にする国の国籍

を有する場合には、その国の規則に従い指定される法(そのような規則がない場合にあっては、当事者に最も密接な関係がある法)を当事者の本国法とする。

2 前項の規定は、当事者の常居所地が人的に法を異なる場合における当事者の常居所地法で第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む)、第二十六条第

二項第二号、第三十二条又は第三十八条第二項の規定により適用されるもの及び夫婦に最も密接な関係がある地が人的に法を異なる場合における夫婦に最も密接な関係がある地の法について準用する。(反致)

第四十一条 当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。ただし、第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む)又は第三十二条の規定により当事者の本国法によるべき場合は、この限りでない。

(公序)

第四十二条 外国法によるべき場合において、その規定の適用が公の秩序又は善良の風俗に反するときは、これを適用しない。

(適用除外)

第四十三条 この章の規定は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務については、適用しない。ただし、第三十九条本文の規定の適用については、この限りでない。

2 この章の規定は、遺言の方式については、適用しない。ただし、第三十八条第二項本文、第三十九条本文及び第四十条の規定の適用については、この限りでない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の法の適用に関する通則法(以下「新法」という)の規定は、次条の規定による場合を除き、この法律の施行の日(以下「施行日」)という。前に生じた事項にも適用する。

第三条 施行日前にされた法律行為の当事者の能力については、新法第四条の規定にかかわらず、なお從前の例による。

第四条 改正後の法の適用に関する通則法(以下「新法」という)の規定は、次条の規定による場合を除き、この法律の施行の日(以下「施行日」)という。前に生じた事項にも適用する。

第五条 施行日前にされた申立てに係る後見開始の審判等及び失踪の宣告については、新法第五条及び第六条の規定にかかわらず、なお從前の例によらず、なお從前の例による。

第六条 施行日前にされた法律行為の成立及び効力並びに方式については、新法第八条から第十二条までの規定にかかわらず、なお從前の例による。

第七条 施行日前にされた法律行為の成立及び効力並びに方式については、新法第八条から第十二条までの規定にかかわらず、なお從前の例による。

第八条 施行日前にされた法律行為の成立及び効力並びに方式については、新法第八条から第十二条までの規定にかかわらず、なお從前の例による。

第九条 施行日前にその原因となる事が発生した事の結果が発生した不法行為によって生ずる債権の成立及び効力については、新法第十五条から第二十一条までの規定にかかわらず、なお從前の例による。

第十条 施行日前にその原因となる事が発生した事の結果が発生した不法行為によって生ずる債権の成立及び効力については、新法第十五条から第二十一条までの規定にかかわらず、なお從前の例による。

第十一 条 施行日前にされた債権の譲渡の債務者その他の

の第三者に対する効力については、新法第二十条の規定にかかわらず、なお從前の例による。

第十二条 施行日前にされた親族関係(改正前の法例第十四条から第二十一条までに規定する親族関係を除く)についての法律行為の方式について

は、新法第三十四条の規定にかかわらず、なお從前の例による。

第十三条 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条第二項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

第十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項ただし書中「法例(明治三十一年法律第十号)その他」を削る。

第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「法例(明治三十一年法律第十号)その他」を削る。

第十六条 民法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第一項中「法律」を「法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。

第十七条 民法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第一項中「法律」を「法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。

第十八条 民法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第一項中「法律」を「法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。

第十九条 民法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第一項中「法律」を「法」に改める。

第二十条 民法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第一項中「法律」を「法」に改める。

第二十一条 民法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第一項中「法律」を「法」に改める。

に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。

第七十九条から第八十一条までの規定中「法律」を「法」に改める。

(遺言の方式の準拠法に関する法律の一部改正)

三十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法律の」を「法のいずれか」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「法律」を「法」に改める。

第三条中「法律の」を「法のいずれか」に改める。

第六条中「地方」を「地域」に、「法律」を「法」に改める。

第七条中「法律」を「法」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二条第三号の規定の適用については、遺言の成立又は死亡の当時における遺言者の住所が知れないときは、遺言者がその当時居所を有した地の法を遺言者がその当時住所を有した地の法とする。

第三条中「法律」を「法」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二条第三号の規定の適用については、遺言の成立又は死亡の当時における遺言者の住所が知れないときは、遺言者がその当時居所を有した地の法を遺言者がその当時住所を有した地の法とする。

第八条 民法(昭和六年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「扶養義務の準拠法に関する法律(昭和六年法律第八十四号)」の一部を次のように改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第九条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「日本の法律」を「日本法」に改める。

法の適用に関する通則法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

法の適用に関する通則法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

法の適用に関する通則法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、国際的な取引等の増加や多様化などの社会経済情勢の変化及び近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法例の全部を改正し、財産的法律関係の準拠法の指定などの規定を整備するとともに、これを現代用語の表記にしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律行為、不法行為、債権譲渡などに関する規定の見直し

(一) 法律行為の成立及び効力に関する準拠法について、当事者による選択がない場合には、法律行為の当時における当該法律行為の最密接関係地法によるものとするなどの規定を設けるほか、消費者契約及び労働契約について、消費者及び労働者の保護の観点から、消費者の常居所地法又は労働契約の最密接関係地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の主張をすることができるものとするなどの規定を設けること。

(二) 不法行為によって生ずる債権の成立及び効力に関する準拠法について、原則として、加害行為の結果が発生した地の法により、その結果発生地が通常予見できない場合には加害行為地法によるものとして、規

律の明確化を図るほか、生産物責任及び名誉・信用の毀損に関する特例規定や当事者による準拠法の変更に関する規定などを設けること。

(三) 債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力について、譲渡に係る債権の準拠法によるものとすること。

(四) 隔地的な法律行為の方式、行為能力の制限に関する取引保護、後見開始の審判等及び失踪宣告、外国人の被後見人等に対する日本法の適用に関する規定などの整備をするること。

2 表記の現代語化及び題名の変更

片仮名・文語体の表記を平仮名・口語体に改めるとともに、題名を「法例」から「法の適用に関する通則法」に変更すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

4 議案の可決理由

本案は、国際的な取引等の増加や多様化などの社会経済情勢の変化及び近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法例の全部を改正し、財産的法律関係の準拠法の指定などの規定を整備するとともに、これを現代用語の表記にしようとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を右報告する。

平成十八年六月十四日

法務委員長 石原 伸晃
衆議院議長 河野 洋平殿高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

〔別紙〕

法の適用に関する通則法案に対する附帯決議
衆議院議長 河野 洋平殿平成十八年四月二十八日
参議院議長 扇 千景

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 国際化の進展に伴い、国際私法の重要性がますます高くなっていることのかんがみ、社会の変化、諸外国の立法動向等への確に対応するなど、利用者のニーズに適合した規律が確保されるよう、不斷の見直しを行うこと。特に、不法行為の準拠法に関する規律については、本法の運用状況を注視しつつ、報道の自由の確保にも留意した上、国際的調和及び利用者のニーズの観点から、必要があれば見直しを行うこと。

2 我が国の法令が準拠法として国際的にも幅広く利用され、国際取引の更なる活性化・円滑化に資するよう、法令外国語訳の早期整備及び法制度の一層の充実を図ること。

3 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 基本方針等(第三条・第七条)
第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置(第八条・第二十四条)
第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施4 第五章 移動等円滑化経路協定(第四十一条)
第六章 雜則(第五十二条・第五十八条)
第七章 罰則(第五十九条・第六十四条)
第五十五条)5 第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要な性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路そ

官報(号外)

の他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者 旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

ロ 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。 第二十二号ハにおいて同じ。)

ハ 道路運送法(昭和二十一年法律第百八十号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車に限ることとその他の政令で定める要件に該当す

る)。

ビ 安全性の向上の促進を図り、もつて公共の福

祉の増進に資することを目的とする。

より乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。)及び一般乗用旅客自動車運送事業者

二 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第一百三十六号)によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法(昭和二十四年法律第一百八十七号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。)を営む者

ヘ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

ト イからハまでに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、

ト イからハまでに掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

イ 鉄道事業法による鉄道施設

ロ 軌道法による軌道施設

ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル

るものをいう。

七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行ふためその事業の用に供する車両、自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行ふためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行ふためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般

乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行ふためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般

るものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者(以下「公園管理者」という。)又は同項の規定による許可を受けて公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十五 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第一百一十号)第二百一号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものといふ。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第十九十七条の三第一項の規定により建築主事をする市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する市町村又は特別区の区域の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十二 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他的一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十三 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定

事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十四 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十五 道路特定事業 次に掲げる道路による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十六 道路特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）による車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のための移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。）において同じ。の移動等円滑化のために必要な建築物の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は設備の整備に関する事業

ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項

二十九 区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業

円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

三十 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。）において同じ。の移動等円滑化のために必要な建築物の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

二十一 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

二十二 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

二十三 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

第二章 基本方針等
(基本方針)

二四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

一 計画的に推進するため、移動等円滑化を総合的かつ関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとする。

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

をいう。以下同じ。)に関し移動等円滑化のためには考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する事項

基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講すべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移

動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

は同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(施設設置管理者等の責務)

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第二章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うときは又は車両等を新設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という)を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定めたにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という)の構造及び設備を、移動等円滑化のための施設の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 公国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移

動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行いうよう努めなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があつた場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるとときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(以下この条において「新設特定道路」という。)を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

(道路管理者の基準適合義務等)

第十二条 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するよう維持しなければならない。

3 道路管理者は、その管理する道路(新設特定道路を除く。)を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等

は同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第二号)第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とある。

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第十一條 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場(以下この条において「新設特定路外駐車場」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようとする目的を十分に達成することができないと認める場合には、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場(新設特定路外駐車場を除く。)を路外駐車場移動等円滑化基準(前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第二項の特例市に

あつては、それぞの長。以下「知事等」といいう。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあつては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)を、移動等円滑化のため必要な特定建築物に適用せねばならない。

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行なうときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動等円滑化のため必要な特定建築物移動等円滑化基準による許可の申請があつた場合には、同法第四条に定める基準の(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 公園管理者は、新設特定公園施設について都巿公園法第五条第一項の規定による許可の申請があつた場合には、同法第四条に定める基準の(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようとする目的を十分に達成することができないと認める場合には、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができるもの。

4 前二項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するよらない。

うに維持しなければならない。

4 公園管理者等は、その管理する特定公園施設(新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)を、移動等円滑化のため必要な特定建築物に適用せねばならない。

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物について、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第十六条 建築主等は、特定建築物(特別特定建

建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物にすること)を含む。次条第一項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替、修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定建築物の位置

二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に對し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知(以下この条において「適合通知」という。)を受けるよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に

3 その他主務省令で定める事項

4 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をることができる。

一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超えて、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

5 第十八条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

6 第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十一項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第一号イを除く。)、第六十八条の五の二第一項(第一号イを除く。)、第六十八条の五の三第一項、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第六十八条の九第三項の認定を受けた計画に従つて認定特

建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを含む。次条第一項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全にに関する事項

四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。

8 建築基準法第十二条第七項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

9 第十八条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

10 第十九条 建築基準法第五十二条第一項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変後のも。第二十一条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

11 第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の表示等(認定特定建築物の表示等)

12 第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十二条第一項に規定する建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの(次項において「広告等」といいう。)に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

13 第二十二条 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

14 第二十三条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従つて認定特

定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。
(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認められたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第一項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。

一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

二 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第二十四条 建築物特定施設(建築基準法第五十二条第六項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の

円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(第五項を除き、以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

二 重点整備地区の位置及び区域

三 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

四 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項旅客施設の所在地を含まない

い重点整備地区にあつては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。)

五 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合に

は、当該基本構想に当該特定旅客施設を前項第三号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。

4 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。)附則第三項の規定にかかわらず、国道(道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)又は都道府県道(道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。)(道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの(道路法第十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項の指定市又は同条第二項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。)に限

る。以下同じ。)に係る道路特定事業を実施する者として、市町村(他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあつては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。)を定めることができる。

5 第一項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。

6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第一項の協議会が組織される場合にあつては、協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議をしなければならない。

8 市町村は、次条第一項の協議会が組織されない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に對し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに當たつては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

10	市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。
11	主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
12	第六項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。
	(協議会)
第二十六条	基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができます。
2	協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 一 基本構想を作成しようとする市町村 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他的基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
三	高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
4	前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をすることができる。
5	前項の規定は、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
6	前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

6	前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
7	(基本構想の作成等の提案)
第二十七条	次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。
8	一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
9	二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
10	三 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
11	四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要な事項
12	五 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画(第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6	又は特定車両
7	二 公共交通特定事業の内容
8	三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
9	四 その他の公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要な事項
10	五 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画(第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

1	1 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例
2	2 第二十九条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに關する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。
3	3 第三十条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに關する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。
4	4 第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画(以下「公共交通特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。
5	5 第三十二条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画(以下「道路特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

		官報(号外)	
3	道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。	（市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）	第三十二条 第二十五条第四項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第五十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかるらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
4	道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならぬ。	（道路特定事業を実施する道路の区間）	5 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。
5	道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるとときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び分担割合を定めるものとする。	（道路特定事業計画を定めたときは、送付しなければならない。これを公表するとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。	6 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。
6	道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。	（その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項）	7 前項の規定により市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。
7	前項の規定によればならない。この場合において、当該道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）と読み替えるものとする。	（市町村による国道等に係る道路特定事業を実施する場合における工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。）	8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る（都市公園特定事業の実施）
4	市町村は、第一項の規定により道路特定事業を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、この限りでない。	（市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）	9 前二項の規定は、路外駐車場特定事業の実施について準用する。
2	路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期	（路外駐車場特定事業の実施）	10 前二項の規定は、路外駐車場特定事業の実施について準用する。
2	路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。	（路外駐車場特定事業の実施）	11 前二項の規定は、路外駐車場特定事業の実施について準用する。
2	都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。	（都市公園特定事業の実施）	12 前二項の規定は、路外駐車場特定事業の実施について準用する。
1	都市公園特定事業を実施する都市公園	（都市公園特定事業の実施）	13 前二項の規定は、路外駐車場特定事業の実施について準用する。

三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならぬ。

4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の二第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 前項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

(建築物特定事業の実施)

第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会

は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画(以下この条において「建築物特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

3 交通安全特定事業においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

4 建築物特定事業を実施する特定建築物

3 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならぬ。

4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

6 前項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

(交通安全特定事業の実施)

第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会

は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。

3 交通安全特定事業においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

4 交通安全特定事業を実施する道路の区間

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならぬ。

5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理(国又は地方公共団体を除く。)は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

(基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業(公園管理者が実施すべきものを除く。)又は地方公共団体が実施すべきものを除く。)(以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。)が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないとときは、その旨を主務大臣等(公共交通特定事業にあつては主務大臣、路外駐車場特定事業にあつては知事等、都市公園特定事業にあつては公園管理者、建築物特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。)に通知することができる。

3 主務大臣等は、前項の規定による通知を受けた者に對し、当該公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に對し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきこと

を命ずることができる場合を除くほか、当該勧告

告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る)においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第五号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四

項」と読み替えるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地

区画整理法第一百三条第四項の規定による公告があつた日における從前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者

に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第一百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十七条の二及び第一百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債についての配慮)

第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において

この条の規定による処分及び決定について準用する。

6 土地区画整理事業の実施に関する土地区画整理法第二十五条第二項第五号に掲げる事項として土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

7 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。

8 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四

項」を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。)第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の

規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する從前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において

「土地所有者等」と総称する。は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に對応する從前の土地)の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

9 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

10 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

11 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

12 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

13 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

14 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

15 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

16 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

17 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

18 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

19 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

20 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

21 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

22 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

23 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

24 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

25 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

26 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定による公告があつたときは、市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

口 前号の経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のための設備を含む。)の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化経路協定の有効期間

四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

イ 管理に関する事項

二 移動等円滑化経路協定の締結等

三 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けるなければならない。

四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

二 移動等円滑化経路協定の締結等

三 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けるなければならない。

官報(号外)

<p>2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第四十一条第二項第二号に掲げる事項に建築物に関するものを定めた移動等円滑化経路協定について同条第三項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域内に明示する旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。</p> <p>(移動等円滑化経路協定の変更)</p> <p>第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合には、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならぬ。</p> <p>2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p> <p>(移動等円滑化経路協定区域からの除外)</p> <p>第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する從前の土地で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するもの全部又は一部について借地権等が消滅した場合に届け出なければならない。</p>
<p>3 前二条の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する從前の土地に係る土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する從前の土地の所有者に対してその共同持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第二百三十三条第四項(大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があつた日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域内から除外されるものとす。</p> <p>(移動等円滑化経路協定の認可の公告のあつた後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)</p> <p>第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する從前の土地の所有者)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第三項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。</p>
<p>4 第四十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域内に除外されたことを知つた場合について準用する。</p> <p>(移動等円滑化経路協定の効力)</p> <p>第四十六条 第四十三条第三項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた移動等円滑化経路協定は、その公告があつた後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となつた者(当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。</p> <p>(移動等円滑化経路協定の廃止)</p> <p>第四十七条 移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p> <p>(土地の共有者等の取扱い)</p> <p>第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十三条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p>
<p>3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有している地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する從前の土地について、前項において準用する第四十三条第三項の規定による公告があつた後において土地所有者等となつた者(前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。</p> <p>(移動等円滑化経路協定の廃止)</p> <p>第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。</p> <p>(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)</p> <p>第五十条 重点整備地区内の一团の土地で、一の</p>

所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるとときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第三項の規定による認可の公告のあつた移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(借主の地位)

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定について、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第六章 雜則
(資金の確保等)

第五十二条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に保有する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（報告及び立入検査）

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員

に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に關し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特

5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

2 第九条、第二十四条、第二十九条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む)、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項及びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十五条第十項及び第十一項(これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む)における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

（経過措置）

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、その改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置・罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、三百六十万円以下の罰金に処する。

（第七章 罰則）

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百六十万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（不服申立て）

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定に

より道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

（事務の区分）

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関する事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号

法定受託事務とする。

（道路法の適用）

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路

て市町村が処理することとされている事務(費

二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者

三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者

二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理等の基準適合義務に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築について

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第五条 附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第八条 地方自治法の一部を次のように改正する。

四 円滑化法第七条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第十一条の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第十一條第一項の規定により作成された交通安全管理特定事業計画は、それ第二十五条第一項の規定により作成された基本構想、第二十八条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第三十一条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び第三十六条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

2 この法律の施行の際に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 第十五条の規定は、この法律の施行後(第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後に建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。)をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

下この項において同じ。)をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第五条 附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第八条 地方自治法の一部を次のように改正する。

九 別表第一に次のように加える。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第号)

第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務(費用の負担及び徴収に関するものと命令を含む。)の規定によりした処分、手続そ

〔地方税法の一部改正〕

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の六第三項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第十三條第二項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第三十九条第二項」に改める。

第三十三條の三第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(第三十九条第一項)」に改める。

第三十四条の二 第二項第十九号中「高齢者」
身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の
円滑化の促進に関する法律(以下この号において
て「高齢者等移動円滑化法」という)第十三条第一
項を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の

第七条第一項】を【第二十一条第一項】に「二条第九項】を【第二条第二十三号】に、「同項第二号又は第二号】を「同号イ又はロ」に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イ】に、「同項第一号】を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イ】に、「同項第二号】を「同号ロ】に改める。

促進に関する法律(以下この号において「高齢者移動等円滑化法」という。)(第三十九条第一項)に、「高齢者等移動円滑化法第十三条第一項」を同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設を「特定旅客施設(高齢者移動等円滑化法第二条第六号に規定する特定旅客施設をいう。)、一般交通用施設(高齢者移動等

第十四条の二第二項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第号)」第十七条第三項の認定を受けた計画(同法第十八条号)の一部を次のように改正する。

円滑化法第二条第一号に規定する「一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。」又は公共用施設（高齢者移動等）円滑化法第三十九条第一項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。」に改める。

体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第八条に規定する計画に係る同法第二条第三号を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項の認定を受けた計画(同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に係る同法第二条第十七号」に改める。

第六十五条第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項」に改める。

第六十五条の四第一項第十九号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。)第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この号において「高齢者等移動円滑化法第十三条第一項」を「高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項」に、「高齢者等移動円滑化法第十三章第一項」を「高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項」に、「同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公用施設」を「特定旅客施設(高齢者移動等円滑化法第二条第二十一号)に規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。)又は公用施設(高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案(内閣提出、参議院付)に
関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。」に改める。

(身体障害者補助犬法の一部改正)

第十一條 身体障害者補助犬法(平成十四年法律
第四十九号)の一部を次のように改正する。

- 1 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めること。
- 2 国、地方公共団体、施設設置管理者等及び國民は、移動等円滑化の推進等のための責務を有すること。
- 3 施設設置管理者は、旅客施設、特定道路、特定路外駐車場、特別特定建築物等の新設等を行うときは、当該施設等を移動等円滑化基準に適合させなければならないとともに、既存の施設等についても移動等円滑化基準に適合させるよう努めなければならないこと。
- 4 市町村は、移動等円滑化を図ることが必要な重点整備地区について、基本方針に基づき、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができる。
- 5 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議等を行うため、高齢者、障害者等を構成員とする協議会を組織することができる。
- 6 重点整備地区内の一団の土地の土地所有者はその全員の合意により、移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項等を定める移動等円滑化経路協定を締結することができる。
- 7 この法律は、公布日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めること。

2 国、地方公共団体、施設設置管理者等及び國民は、移動等円滑化の推進等のための責務を有すること。

3 施設設置管理者は、旅客施設、特定道路、特定路外駐車場、特別特定建築物等の新設等を行うときは、当該施設等を移動等円滑化基準に適合させなければならないとともに、既存の施設等についても移動等円滑化基準に適合させるよう努めなければならないこと。

4 市町村は、移動等円滑化を図ることが必要な重点整備地区について、基本方針に基づき、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができる。

5 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議等を行うため、高齢者、障害者等を構成員とする協議会を組織することができる。

6 重点整備地区内の一団の土地の土地所有者はその全員の合意により、移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項等を定める移動等円滑化経路協定を締結することができる。

7 この法律は、公布日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年六月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 憲法で保障されている権利の趣旨を踏まえて、高齢者、障害者等が自由かつ安全に移動し、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるべきであるとの認識の下、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること。

二 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること。

三 地方公共団体が責務として移動等円滑化を促進するために必要な措置を講じよう努めるに当たり、総合的かつ計画的に行うよう、適切に指導すること。

リーア化が必要な施設にホテルの客室を位置づけられるよう検討すること。

四 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講じようとするときは、可能な限り高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずよう、公共交通事業者等を適切に指導すること。

五 移動等円滑化に係る措置が講じられた施設を高齢者、障害者等が利用する場合において、公共交通事業者等や特定建築物の所有者、管理者又は占有者が標準電動車椅子、ハンドル形電動車椅子その他の高齢者、障害者等が移動のために用いる用具を使用することを正当な理由なく拒むことのないよう、適切に指導すること。

六 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設における高齢者、障害者等の生命又は身体に係る事故のうち、当該施設の構造又は設備に起因するものに関する情報の把握に努めること。

七 毎年、特定事業計画の作成・実施の進展の状況に関し必要な調査を行い、その結果を公表すること。

八 エレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために整備された設備における高齢者、障害者等の事故を防止するため、必要な措置を講ずるよう、施設設置管理者を適切に指導すること。

また、車両とプラットホームの段差の解消を促進するとともに、プラットホームにおける視覚障害者の転落を防止するため、ホームドア、ホーム柵その他の設備の設置に努めること。

ムドア、ホーム柵その他の設備の設置に努めよう、鉄道事業者を適切に指導すること。さらに、プラットホームにおける高齢者、障害者等の事故に関する情報の把握に努めること。

九 建築物が改造により移動等円滑化基準を満たさなくなることのないよう、特定行政庁が適切に建築主等を指導するとともに、適切に立入検査を行い、違反者に対し厳正に対処するよう指導すること。

十 移動等円滑化を推進するため、適切な支援措置を講ずるよう努めること。また、交通パリアフリー法に基づく指定法人が実施してきた事業が、引き続き行われるよう、所要の措置を講ずるよう努めること。

十一 移動等円滑化基本構想の作成を促進するため、市町村を適切に指導すること。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 河野 洋平殿 千景

平成十八年四月二十八日

条に、「第十九条中」を「第二十七条中」に、「第二十七条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同条を第三十一條とする。

第二十六条中「第八条まで」を「第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項」に改め、同条を第三十条とし、第二十五条を第二十九条とする。

第二十四条第一項中「女性労働者」を「男性労働者及び女性労働者のそれぞれ」に改め、同条を第二十八条とする。

第二章第三節及び第三章を削る。

第二章第二節中第十九条を第二十七条とする。

第十八条に見出しとして「(資料提供の要求等)」を付し、同条を第二十六条とし、第十七条を第二十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

第三十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中止)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中止に關しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつた

ものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間におりて調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条 委員会は、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項を「第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項」に改め、同条を第十五条とする。

九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十五条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る

調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事

者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第十四条第一項中「第十二条」を「第十六条」に、「第五条に定める事項」を「労働者の募集及び採用」に、「個別労働関係紛争解決促進法」を「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に改め、同条第二項中「女性労働者」を「労働者」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条第二項中「女性労働者」を「労働者」に改め、第二章第一節中同条を第十七条とする。

第十二条中「雇用の分野における男女の均等機会及び待遇に関する事業主の措置で厚生労働省令で定めるものについての女性労働者」を「第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者」に改め、「。」第十四条第一項において「個別労働関係紛争解決促進法」という「」を削り、「第十九条まで」を「第二十七条まで」に改め、同条を第十六条とする。

第十一项中「から第八条までの規定に定める事項」を「第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項」に改め、同条を第十五条とする。

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

第十条の次に次の二節を加える。

第二節 事業主の講すべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に
関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的言動に対するその雇用する労働者の対応

により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、

当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備その他の雇用管理

上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業

主が講すべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県

知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにならなければならぬ。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前項の規定に基づき措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業

主が講すべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聽くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聽く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてゐる事情を改善すること目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合は、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

本則に次の二章を加える。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「女性」を「妊娠婦等」に改める。

[第六章の二 女性]を「第六章の二 妊娠婦等」に改める。

[第六十四条の二]を次のように改める。

(坑内業務の就業制限)

第六十四条の二 使用者は、次の各号に掲げる女性を当該各号に定める業務に就かせてはならない。

一 妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後一年を経過しない女性 坑内で行われるすべての業務

二 前号に掲げる女性以外の満十八歳以上の女性 坑内で行われる業務のうち人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるもの

第六十四条の三の見出し中「妊娠婦等に係る」を削る。

第七十条中「並びに第六十三条及び第六十四条の二の年少者及び女性の坑内労働の禁止並びに第六十四条の二の妊娠婦等の坑内業務の就業制限」に、「満十六才」を「満十六歳」に改める。

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に關し当該調停の目的となつている請求についての新法第二十四条の規定の適用については、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、○新法及び○第一条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の二中「第三章」を「第九章第三項、第十一條第一項、第十二条及び第十三条第一項」に、「第二十一条第一項」を「第十一條第一項」に改める。

第六条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第九十一条中「第三章」を「第九条第三項、第十二条第一項、第十二条及び第十三条第一項」に、「第二十二条第一項」を「第十一條第一項」に改める。

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第一百二号)第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第十六条の規定にかわらず、なお従前の例による。

第七条 社会保険労務士法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第八条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第六項中「第二十七条第一項」を「第三十一条第一項」に、「若しくは」を「又は」に改める。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正

第四十七条の二中「第三章」を「第九章第三項、第十一條第一項、第十二条及び第十三条第一項」に、「第二十一条第一項」を「第十一條第一項」に改める。

官報 (号外)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分發揮することができる雇用環境を整備するため、所要の措置を講じようとするもので、その主要内容は次のとおりである。

- 募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年及び解雇についての女性であることと理由とする差別の取扱いの禁止等を、性別を理由とする差別の取扱いの禁止等とするとともに、新たに降格、職種の変更、雇用形態の変更、退職の勧奨及び労働契約の更新についても、性別を理由とする差別の取扱いを禁止すること。
- 事業主は、性別を理由とする差別の取扱いが禁止される事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、合理的な理由がある場合でなければこれを講じてはならないものとすること。
- 妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いを禁止するとともに、妊娠中及び産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、事業主が妊娠、出産等を理由とする解雇でないことを証明しない限り、無効とするものとすること。
- 事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメント対策として、雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとすること。

二 スメント対策として、雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとすること。

三 間接差別の法理・定義についての適正な理解を進めること。また、事業主に対する指導、援助を進める。また、厚生労働省令において間接差別となるおそれがある措置を定めるに当たっては、国会における審議の内容、関係審議会における更なる検討の結果を十分尊重すること。

四 改正後の均等法の円滑な施行を図るために、都道府県労働局の紛争調整委員会(機会均等調停会議)、雇用均等室等の体制を整備すること。

五 改正後の均等法に基づく指針の策定に当たっては、雇用管理区分について、誤解を生ずるところなく適切な比較が行われるようにするとともに、新たに禁止されることとなる対象事例等について、実質的な格差解消のために、法の適格な適用・運用を図ること。

六 ポジティブ・アクションの一層の普及促進のため、事業主に対する援助を手段に強化すること。

七 法の実効性を高める観点から、新たに措置された事項を十分活用し、事業主に対する報告微収を始めとする行政指導を強化するとともに、調停等の一層の活用を図ること。

八 改正後の均等法の円滑な施行を図るために、都道府県労働局の紛争調整委員会(機会均等調停会議)、雇用均等室等の体制を整備すること。

九 男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進めるとともに、特に男性労働者の所定外労働時間の抑制及び年次有給休暇の取得を一層促進するなど、長時間労働の抑制に取り組むこと。また、労働時間法制の見直しに際しても、男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に留意すること。

十 パートタイム労働者が意欲を持つてその有する能力を十分發揮できるようにするため、正社員との均衡処遇に関する法制化を進めること。

十一 男女の賃金格差は正のために ILO 第百号条約に則り、施策の積極的な推進を図ること。

二 間接差別は厚生労働省令で規定するもの以外にも存在しうるものであること、及び省令で規定する以外のものでも、司法判断で間接差別法により違法と判断される可能性があることを広く周知し、厚生労働省令の決定後においても、法律施行の五年後の見直しを待たずに、機動的に対象事項の追加、見直しを図ること。そのため、男女差別の実態把握や要因分析のための検討を進めること。

三 雇用均等室においては、省令で規定する以外の間接差別の相談や訴えにも対応するよう努め、これまでと同様の必要な措置を講ずること。

四 雇用形態の多様化に鑑み、派遣元などあらゆる事業主に対する均等法適用の周知徹底を図り、実質的な格差解消のために、法の適格な適用・運用を図ること。

五 改正後の均等法に基づく指針の策定に当たっては、雇用管理区分について、誤解を生ずるところなく適切な比較が行われるようにするとともに、新たに禁止されることとなる対象事例等について、実質的な格差解消のために、法の適格な適用・運用を図ること。

六 ポジティブ・アクションの一層の普及促進のため、事業主に対する援助を手段に強化すること。

七 法の実効性を高める観点から、新たに措置された事項を十分活用し、事業主に対する報告微収を始めとする行政指導を強化するとともに、調停等の一層の活用を図ること。

八 改正後の均等法の円滑な施行を図るために、都道府県労働局の紛争調整委員会(機会均等調停会議)、雇用均等室等の体制を整備すること。

九 男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進めるとともに、特に男性労働者の所定外労働時間の抑制及び年次有給休暇の取得を一層促進するなど、長時間労働の抑制に取り組むこと。また、労働時間法制の見直しに際しても、男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に留意すること。

十 パートタイム労働者が意欲を持つてその有する能力を十分發揮できるようにするため、正社員との均衡処遇に関する法制化を進めること。

十一 男女の賃金格差は正のために ILO 第百号条約に則り、施策の積極的な推進を図ること。

昨十四日は、会議を開いて至らなかつた。

平成十八年六月十四日
厚生労働委員長 岸田 文雄

〔別紙〕

衆議院議長 河野 洋平殿

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成十八年六月十五日 衆議院会議録第三十八号

發行所
二東京一〇番四都五区八虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 三三〇円)